

# 令和3年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

（ 令和3年12月8日  
人 事 課 ）

## 1 交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議  
(県職員連合労働組合, 県教職員組合, 県高等学校教職員組合)

## 2 交渉日

- 第1回 令和3年10月27日(水)
- 第2回 令和3年11月15日(月)
- 第3回 令和3年12月1日(水)

## 3 交渉結果

| 区分       | 内容   | 実施時期           |
|----------|--|----------------|
| 人事委員会勧告等 | ○月例給(公民較差▲87円, ▲0.02%)<br>・職員給与と民間給与との較差が小さく, 給料表及び諸手当の適切な改定が困難であるため, 改定を行わない  | —              |
|          | ○期末・勤勉手当(公務4.45月分, 民間4.31月分)<br>・4.45月分 ⇒ 4.30月分(期末手当: ▲0.15月分)<br>・令和3年度は3月期で減額調整   | 令和4年3月         |
|          | 法律等の改正にあわせた<br>・育児休業の取得回数拡大<br>・不妊治療休暇の日数拡大 など   | 法律等の改正にあわせ適宜実施 |
| その他      | 感染症や大規模災害など多様化・複雑化する行政課題に対応する職員が, 過失により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された場合に, 情状を考慮して特に必要があると認められるときに失職させないことができる範囲を, 公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に限らず, 公務遂行中については過失による事故全般に拡充 | 改正条例<br>公布日    |